



梅雨明けが待ち遠しいですが、期末勤勉手当の支給日が近づいてきました(^)  
令和6年度は6月30日が週休日ですので、直前の平日6月28日(金)が期末勤勉手当の支給日となっています。

## 期末勤勉手当の支給率 について

令和5年12月22日に期末勤勉手当の支給割合が改定されていますので、令和6年6月期の支給割合は下記の通りです。



【再任用以外の職員】			【再任用職員】		
期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
1.225	1.025	2.250	0.6875	0.4875	1.175
※ 勤勉手当における標準の成績率は、 <u>1.010</u> です。			※ 勤勉手当における標準の成績率は、 <u>0.4800</u> です。		

## 児童手当制度のご案内

児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の3月31日まで)の児童を養育している方が対象です。家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されます。原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの4か月分がまとめて支給されることになっており、6月に支給されるのは2~5月分です。

支給額(月額)	
3歳未満	15,000円
3歳~小学生	10,000円
,,(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円
所得制限対象世帯	5,000円

受給者の前年の所得が、定められた所得制限額を超える場合は「特例給付」となり、子ども1人あたり月5,000円の支給となります。所得制限額は扶養親族の数によって異なります。詳しくは事務職員へお尋ねください。

## 児童手当現況届の提出について

児童手当、特例給付の受給者は毎年6月に現況届を提出することになっています。提出がなければ6月以降の支給が差し止められることもありますのでご注意ください。

提出書類は以下のとおりです。

書類名	留意事項
現況届	・児童欄には「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」を全て記入する。
世帯全員分の住民票	・マイナンバー以外の記載事項は省略しない。 ・子どものいる世帯と別居の場合はそれぞれ取得する。
令和6年度(令和5年分)児童手当用所得証明書	・共働き世帯は夫婦双方の証明書を取得する。 ・児童手当用の所得証明書はコンビニ発行不可。役場窓口で発行手続きを行う。



